

2021年国民春闘
千葉県学習討論集会
日時：12月5日(土)13時～
場所：千葉土建会館



第347号
2020年
10月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第347号 URL版 2020年10月31日
発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター
電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価 20円

【1面】

コロナ禍だからこそ大幅引き上げ 全国一律最賃制の実現へ

千葉県の最低賃金が10月1日に2円引き上がって、925円に改正されました。今年の最低賃金改正については、コロナを理由に中央の目安答申が出されず、全国的に0～3円の引き上げにとどまりました。私たちが要求する全国一律時給1500円以上の実現のため、今後の運動の強化が必要です。



千葉駅で労働者の暮らしを保障するための宣伝行動

働きがいのある人間らしい仕事

千葉労連は9月15日、千葉駅でディーセントワークデー宣伝に取組み、コロナ禍だからこそ最低賃金の大幅引き上げ、労働者の雇用を守り労働条件を改善させることを求めました。

宣伝には7人が参加し、それぞれの職場の実態や、労働相談に寄せられる深刻な実態などを話し、ディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）の実現を訴えました。

宣伝では「現在の給与に満足か不満か」のシール投票をおこない、17人から回答（満足6、不満11）を得ました。回答者の回答理由の一部を紹介します。

▼満足・時給が高くなると扶養からはずされてしまうから。20代男性。

▼不満・家賃が高いから。給料が12万円で家賃が5万

円とても払える額ではない。20代女性

▼不満・教員をしている。手取りで34万円。過酷な仕事なのでそれに見合った報酬が欲しい。出来るなら、月給44万円はほしい。40代男性。

▼不満・忙しさと仕事量が見合わない。20代女性2人組。

▼不満・正社員がいないので、バイトの私たちが正社員と同じ仕事をしているのに、給料が違うのはおかしい。

▼不満・日本人は物にはお金をはらうが仕事に対しての価値には厳しい。クリエイティブ系はみんな泣いている。40 代男性

▼不満・コンビニで働いているが、きつい仕事なのに時給が低い。時給 1000 円はほしい。20 代男性。

▼不満・物流関係で働いているが、交通費も出ないし、地域によって給料が違う。時給 1200 円は欲しい。

最賃改正日告知宣伝を実施

最賃改正日の 10 月 1 日、千葉労連は宣伝行動を実施し、千葉県の最低賃金が 923 円から 925 円に引き上がったことを告知しました。

宣伝には 7 人が参加し、自分の時給がいくらかわかる計算式が記載されたチラシを配布しながら、「最低賃金は高校生のアルバイトでも誰でも適用されます。日給制・月給制の人も自分が時給いくらで働いているのか確認してください」と訴えました。

通行人からは「(最賃は)建設職人にも適用されるのか」という質問や、「925 円では低すぎる。せめて 1200 円にしてほしい」という切実な意見が寄せられました。



今年度の千葉県最賃ポスター

相談内容はより深刻に

10・10 コロナ問題何でも相談会

新型コロナウイルス感染者が国内でも 7 万人を超え、収束が見通せない中、「コロナ災害を乗り越えるいのちとくらしを守るなんでも電話相談会」が 10 月 10 日全国で開催されました。

県内では 2 会場でおこなわれ、千葉労連会場には自由法曹団の弁護士、民医連のソーシャルワーカー、千葉労連労働相談センターの相談員 4 人が待機し、電話対応しました。

13 時の開始時間になると途端に電話が鳴りだし、テレビを見た人、新聞を読んだ人から、19 時の終了時間まで途切れることなく続き、前々回 (5 件)、前回 (1 件) を大きく上回る 21 件の相談が寄せられました。

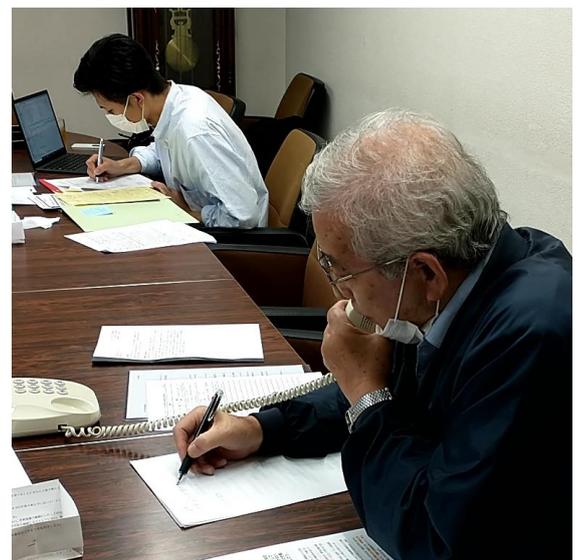
▼「元請負がコロナを理由に部品生産を中国に移し、取引中止にするとってきた」 (50 代男性)

▼「学童保育で働いてきたが 4～6 月の仕事なく自宅待機。会社は休業補償しないと言っているがどうしたらよいか・・・」 (男性)

▼「仕事辞めて無職。彼女の家に居候。ハローワーク通いながら生活保護受けない」 (30 代男性)

▼「コロナで雇止め。マンションの固定資産税の督促が来ている。生活苦しい。体調悪い」 (60 代男性)

この間、6 月 6 日と 8 月 8 日にもコロナ問題の電話相談会が開催されましたが、以前よりも相談件数は激増しており、相談内容も生活保護につなぐ必要があるなど、深刻なものが多いです。今後、年末や



一件一件の相談に丁寧に対応

来春にかけて、生活困窮者は更に増えると予想されます。

矢澤純事務局長は「自助、共助よりも生命を守るための公助が必要。深刻なコロナ危機を乗り越えるためにも、県内でも反貧困のネットワークを形成し、運動を強めていくことが急務です」と話しました。

波濤

日本学術会議が推薦した
会員候補 6 人を菅首相
が任命しなかった。6 人
の中には安全保障関連法

や共謀罪を創設した「改正組織犯罪処罰法」を批判してきた学者が複数含まれる▼戦前・戦中の言論弾圧を振り返り、会議の独立性尊重を繰り返してきた過去の政府見解との矛盾し、今回の事態は看過できない。学問業績とその内容が時の政権の意向に沿うかは関係ないとして、一部の研究者を排除することは、学術会議本来の在り方を著しく損なう、誤りを繰り返すべきで

はない▼学問に忖度を強いる政治介入で、一度許せば次回もそうなることは必至だ。任命権は人事権ではなく、学問だけでなく表現や言論の自由の侵害にも続く問題だ。



地方自治が担うべき責任

10/5~14 自治体キャラバン

コロナ禍の自治体キャラバンの開始

千葉労連は毎年行なっている自治体キャラバンを 10 月 5 日～14 日まで実施し、県内 54 区市町村と懇談し、約 204 名が参加しました。①会計年度任用職員について②コロナ禍での自治体の対応について③公契約適正化についての 3 つの課題で、各自治体担当者との意見交換を行いました。

千葉労連は、実質賃金の低下が続く下で、「1 日 8 時間働けば人間らしく暮らせる賃金労働条件の確立」こそ、「地域経済再生の道」との立場で、国内総生産の 6 割を占める個人消費の改善がその鍵を握ると考えています。2020 年春闘は、月額 2 万円以上の賃上げ、最低賃金は時給 1500 円と中小企業・小規模事業者への援助の拡充を目指して運動に取り組んできました。合わせて、過労死ラインを超える月 80 時間以上の時間外労働が横行する社会構造の改善を求めています。

特に自治体職員の賃金労働条件は地場賃金の目安となり、人材確保や人口流出防止の観点からも正規・非正規を問わず、そこで働く労働者の労働条件改善が求められています。



自治体キャラバンの懇談の様子

自治体職員の実態と課題

会計年度任用職員の課題では、非正規職員と正規職員との休暇制度の違いや、賃金格差の問題があります。各自治体の負担の増加や台風・豪雨災害やコロナ禍の中で、人員不足が露呈するとともに、実情や自治体独自の取組で奮闘する姿などが浮き彫りとなりました。「民営化」「規制緩和」「自己責任」を押し進めてきた「新自由主義政策」が事態を深刻にしていることが明確となりました。人件費を事業費からの支出のため、住民サービス低下の懸念があります。国からの予算が必要です。コロナ禍での国や県の補助金に独自の上乗せを行う自治体が多いので、新規(独自)事業を行うマンパワー不足が課題です。

女性の切なる願い叶えよう

第31回 全労連女性部定期大会

初のオンライン開催

全労連女性部第 31 回定期大会は 9 月 12 日に開催され、傍聴を含め 104 名が参加。千葉労連からは自治労連県職労の江波戸氏と千葉労連の佐々木氏が参加しました。

今年はコロナ禍での大会で、直接集まる参加者は少なかったのですが、オンラインの ZOOM を活用し、全国で視聴できるシステムで数多くの参加者が大会を見守りました。

全労連・黒澤氏からのあいさつ

全労連事務局長の黒澤氏あいさつでは、居酒屋で働く正社員の相談事例を挙げ、労働組合がしっかりとした組織になることにより、ジェンダー平等についても解決されること、コロナで休業となり、6割しか出ていない給与に対し、正規も非正規も 10 割の保証を団交で勝ち取ったこと、大企業相手に、職場のなかま作りと要求の大切さを組合から学んだ、と語られました。

そして、コロナ前の社会には戻さない、「8 時間働けば人間らしく暮らせる」社会を目指し、非正規・正規問わずすべての労働者のため頑張ろうと呼びかけました。

全労連女性部 2019 年の経過報告と 2020 年の運動方針が提案され、2020 年の秋闘へ向け補強提案がされました。

ジェンダー不平等の問題や各職場での状況が話され、女性部が最終的に目指していることは、女性の切なる願いであることが感じられる集会でした。

千葉労連・女性の会の今後

千葉労連女性の会は今年、昨年の台風被害応援のためのバスツアーを計画しましたが、断念せざるを得ませんでした。コロナが落ち着いたら、更なる女性の会発展のため、学習とレクを企画します。各組織とも千葉労連女性の会の参加者を寄せて頂ける様をお願いします。



女性の運動方針について語る

労働相談一ヶ月 ～コロナ禍の解雇・雇止め～

Q1 パート勤務です。週5回フルタイムで働いていますが、先日、コロナを理由に週3日のシフト表が渡されました。3日では生活できないという、他の会社に行ってもよいといわれてしまいました。

Q2 パートの看護師です。自宅でけがをし、院長の勧めで休むことになりました。半月ほど休み、就労可能の診断書を出して復職を申し出ると、コロナで患者が少ないので、引き続き休んでいいよと言われ、9月と10月のシフトも入らず、11月以降も休んでいいといわれました。しかし、その間無給なので生活ができません。

A コロナ禍の中で、コロナを理由にした解雇・雇止めが増加しています。相談の2件はコロナを理由に一方的に非正規職員を雇用調整しようとする意図のもとで示された対応です。共通することは、明確に「解雇・雇止め」と通告していないことです。

本人が辞めざる負えない労働条件を伝え、辞めますと言ってくることを待ち、退職届を出させてやめさせるということを狙っています。

形式的には「本人の退職の申出」、実態は「解雇・雇止め」という形です。このことは「離職票」の記載を「会社都合」退職とするか「本人都合」退職になるかの違いとなり、本人都合の退職となると失業給付を受給するため、3か月の間待機することになります。

そのため、コロナ特例として、待期期間を3月から2月に短縮する措置を講じています。

注意すべきは、退職届を出す前に、以下の労働相談の電話ダイヤルを回すことです。労働相談お待ちしております。(0120-378-060)【中林】